

# 伝染病にかかった場合

はしかや、水ぼうそうなど、学校伝染病に定められている病気があります。かかった疑いがあるときは、早めに医師の診断を受け、担任まで申し出てください。

伝染病の場合は「欠席」ではなく「出席停止」という扱いになります。登校する際には、学校からお渡しする「登校許可書」に医師の証明を受けて下さい。

## 〈学校伝染病〉

- ① 百日咳    ② 麻疹(はしか)    ③ 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)
- ④ 風疹    ⑤ 水痘(みずぼうそう)    ⑥ 咽頭結膜熱(プール熱)
- ⑦ 腸管出血性大腸菌感染症    ⑧ 流行性角結膜炎    ⑨ 急性出血性結膜炎
- ⑩ 溶連菌感染症    ⑪ 伝染性紅斑(りんご病)    ⑫ 手足口病    ⑬ A型肝炎
- ⑭ ヘルパンギーナ    ⑮ マイコプラズマ感染症    ⑯ 感染性胃腸炎
- ⑰ 髄膜炎菌性髄膜炎

※インフルエンザ、新型コロナの場合は「治癒届」(ホームページからダウンロードできます。)を提出してください。保護者が記入します。医師の証明はいりません。

